

令和 年度

契第 ● ● 号

# 保管契約書（無償）

## 保管契約書（無償）

収入  
印紙

1. 契約件名

2. 保管期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 保管場所

上記 の保管について、契約担当官 を発注者とし、  
を受注者として、次の条項により契約を締結する。

（受託書の提出）

第1条 受注者は、この契約の締結により （以下「物品」という。）を受け取ったときは、すみやかに受託書を発注者に提出するものとする。

（保管の委託禁止）

第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合のほか、保管に係る物品の保管を第三者に委託してはならない。

（保管義務）

第3条 受注者は、保管に係る物品を善良な管理者の注意をもって保管するものとし、受注者の責めに帰すべき事由により物品に滅失、き損、消耗等を生じたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、天災地変等受注者の責めに帰すことのできない事由があるときはこの限りでない。

（保管状況の検査）

第4条 発注者又は発注者が指名する職員が必要に応じ保管状況を検査する場合において、受注者は、これを拒むことができないものとする。

(物品の引渡)

第5条 受注者は、発注者又は発注者が指名する職員から物品の引渡しの請求があったときは、いつでも直ちに、これに応じなければならない。

2 前項の規定による物品の引渡しは、発注者又は発注者が指名する職員の立ち会いのもとに行うものとし、発注者は、引渡し完了後、受注者に対して、受領書を交付するものとする。

(報告)

第6条 受注者は、保管物品に異動があった場合は、報告書を作成し発注者に報告するものとする。

(契約の解除)

第7条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

(2) この契約の履行について、受注者又はその使用人に不正の行為があったとき又はこれらの者が発注者又は発注者が指名する職員が行う検査を妨げようとしたとき。

(3) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

(4) 発注者の都合により解約を必要とするとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者に保管中の物品があるときは、直ちに発注者に返還するものとする。この場合において、発注者に損害を与えた場合は、賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(保管期間の延伸)

第8条 この保管期間の満了前に発注者から解約の通知がないときは、保管期間は、期間満了の日の翌日からさらに 月存続するものとする。以後期間満了の場合においても同様とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないと

きは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (契約外の事項)

第10条 この契約の各条項に疑義が生じたとき又は契約の履行について、必要な事項であつて、この契約の定めのないものについては、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	●●
受注者	住	所	
	氏	名	